

日本基準トピックス

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い(案)」実務対応報告公開草案第55号(実務対応報告第18号の改正案)等の公表

2018年5月30日
第356号

■主旨

- 2018年5月28日、企業会計基準委員会(ASBJ)は、実務対応報告公開草案第55号(以下「公開草案第55号」)および第56号(以下「公開草案第56号」)として、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」および実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」を改正する公開草案を公表しました。コメント募集期限は、2018年7月30日です。
- 公開草案第55号は、在外子会社等が国際財務報告基準第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号「金融商品」」)を適用し、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合に、連結決算手続上、当該資本性金融商品の売却損益相当額等を当期の損益として修正することを提案しています。
また、公開草案第56号は、持分法適用関連会社において実務対応報告第18号に準じて処理を行う場合には、当該修正を行うことを提案しています。
- これらの公開草案は、改正後の実務対応報告第18号および第24号を、2019年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用することを提案しています。
 - ・原文については、ASBJのウェブサイトをご覧ください。

https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2018/2018-0528.html

経緯

実務対応報告第18号「連結財務諸表における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(以下「実務対応報告第18号」)、および実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(以下、実務対応報告第18号と合わせて、「本実務対応報告」)では、国際財務報告基準(以下「IFRS」)または米国会計基準に準拠して作成されている財務諸表を連結決算手続上利用する場合に修正を行うべき会計処理について定めています。

ASBJは、2006年の実務対応報告第18号公表後、新規に公表または改正された国際財務報告基準および米国会計基準を対象に、本実務対応報告の修正報告として追加する項目の有無について検討を行ってきました。

我が国の会計基準に共通する考え方と乖離するか否か、実務上の実行可能性、子会社における取引の発生可能性、発生する取引の連結財務諸表全体に与える重要性、等の諸観

点から検討を行った結果、以下の項目を修正項目として追加する提案が行われました(詳細は、「改正案の内容」参照)。

IFRS に関する項目

- IFRS 第 9 号「金融商品」
 - ✓ 資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整

また、同様に検討が行われたものの、修正項目として追加する項目はないとされ、今回の改正案に含められなかった主な項目は次のとおりです。

IFRS に関する項目

- IFRS 第 9 号「金融商品」
 - ✓ 相場価格のない資本性金融商品への投資に関する公正価値測定
 - ✓ 金融負債の公正価値オプションにおける組替調整 など
- IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」

米国会計基準(ASU(注))に関する項目

- ASU 第 2016-01 号「金融商品—総論(サブトピック 825-10): 金融資産及び金融負債の認識及び測定」
 - ✓ 株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理 など
- ASU 第 2014-09 号「顧客との契約から生じる収益(トピック 606)」
- ASU 第 2016-13 号「金融商品—信用損失(トピック 326): 金融商品に係る信用損失の確定」

(注) 米国財務会計基準審議会 (FASB) が公表している「会計基準更新書」

なお、IFRS 第 16 号「リース」、IFRS 第 17 号「保険契約」、および ASU 第 2016-02 号「リース」については、今回の検討対象とされていません。

改正案の内容

本公開草案では、以下の組替調整を修正項目として追加することが提案されています。

- 在外子会社等において IFRS 第 9 号「金融商品」を適用し、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合に、連結決算手続上、次の組替調整を行う必要がある
 - ✓ 当該資本性金融商品の売却を行ったときに、連結決算手続上、取得原価と売却価額との差額を当期の損益として計上するよう修正する
 - ✓ 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」または国際会計基準第 39 号「金融商品: 認識及び測定」に従って減損処理の検討を行い、減損処理が必要と判断される場合は、連結決算手続上、評価差額を当期の損失として計上するよう修正する

適用時期等

(1) 適用時期

改正後の本実務対応報告の適用時期に関して、次の提案がされています。

a) 適用時期	2019年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用する。
b) 早期適用	改正後の本実務対応報告の公表日以後最初に終了する連結会計年度および四半期連結会計期間において適用することができる。(*1)
c) 容認	a)にかかわらず、次のいずれかから適用を開始することもできる。ただし、その場合は、その旨の注記が必要。 <ul style="list-style-type: none">2020年4月1日以後開始する連結会計年度の期首在外子会社等が初めてIFRS第9号「金融商品」を適用する連結会計年度の翌連結会計年度の期首

(2) 適用初年度の取扱い

適用初年度の取扱いとして、次の提案がされています。

基本的な取扱い	改正本実務対応報告の適用初年度においては、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。
容認される取扱い	会計方針の変更による累積的影響額を当該適用初年度の期首時点の利益剰余金に計上することができる。(*2)

注

(*1) 改正後の本実務対応報告の公表日以後最初に終了する四半期連結会計期間に早期適用し、会計方針の変更による累積的影響額を適用初年度の利益剰余金に計上する場合、当該累積的影響額を、早期適用した四半期連結会計期間の期首ではなく連結会計年度の期首時点の利益剰余金に計上することとされています。

(*2) 会計方針の変更による累積的影響額を当該適用初年度の期首時点の利益剰余金に計上する場合、在外子会社等においてIFRS第9号「金融商品」を早期適用しているときには、遡及適用した場合の累積的影響額の算定にあたり、資本性金融商品の減損判定を、改正後の本実務対応報告の適用初年度の期首時点で行うことができるとされています。

PwCあらた有限責任監査法人
東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング(〒100-0004)
お問い合わせ: aaratapr@jp.pwc.com

本資料は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本資料の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本資料に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本資料に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PwCあらた有限責任監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2018 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network member firms in Japan and/or their specified subsidiaries, and may sometimes refer to the PwC Network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.